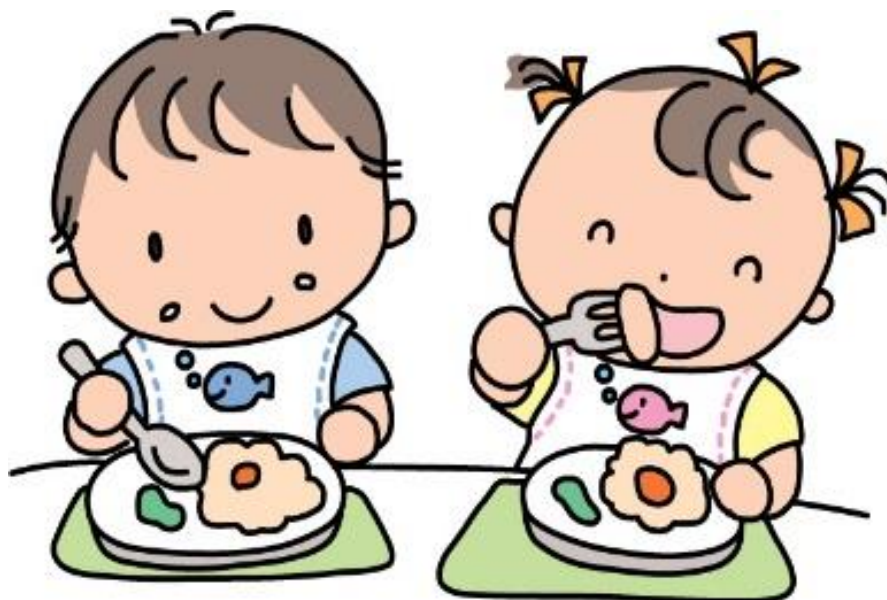


令和元年 10 月から

幼児教育・ 保育の無償化



2019 年（令和元年）5 月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、
本年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

対象の子どもは・・・

3 歳から 5 歳の全ての児童（4 月 1 日時点の年齢）

0 歳から 2 歳の住民税非課税世帯の児童（4 月 1 日時点の年齢）

令和元年（2019 年）7 月

令和元年（2019 年）8 月（改定）

甲 賀 市

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額 25,700 円まで無償。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
- 通園送迎費、給食費(主食・副食)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯と、全ての世帯の第3子以降(兄弟が保育園は同時在園、幼稚園は小学校3年生まで)の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化の対象となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合があります。(市内の幼稚園は全ての園が無償化の対象です。)

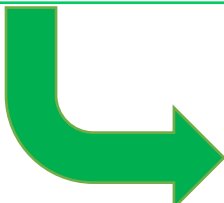
○ 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

- 子どもが2人以上の世帯に対して負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(現行制度を継続)
(注) 年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園のほか、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象**となります。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。



これによる新たな手続きは

必要ありません。

※公立園の給食費(主食・副食)については、現在の保育料の銀行等の口座から、毎月月末に引き落としいたします。

※私立園の給食費については、各園でのお支払いになります。

※保育園での延長保育料は、無償化の対象外です。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

➤手続きの方法は5ページをご覧ください。

【対象者・保育料】

- 無償化の対象となるためには、市役所から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の保育料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

➤手続きの方法は6ページをご覧ください。

【対象者・保育料】

- 無償化の対象となるためには、市役所から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用されていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額 37,000 円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000 円までの保育料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設のほか、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**が対象となります。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指し、認可を受けていない保育施設の総称です。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも5年間は猶予期間として、無償化の対象となります。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

- 就学前の障がい児の発達支援サービスを利用する子どもたちについては、**3歳から5歳までの保育料が無償化**されます。

新たな手続きは必要ありません。



対象となる施設や世帯について・・・

主として利用する施設		保育の必要性 ^{注1}	
		なし（例：専業主夫・婦世帯等）	あり（例：共働き世帯等）
幼稚園	幼稚園（教育時間） 認定こども園（教育）	無償 （預かり保育は対象外）	無償 （預かり保育 ^{注4} は、月額11,300円 ^{注5} まで無償）
認可 保育施設	認可保育所（公立・私立） 認定こども園（保育） 小規模保育事業 家庭的保育事業	—	無償
認可外 保育施設 ^{注2}	企業主導型保育事業	—	無償（標準的な利用料）
	その他届出保育施設等 ^{注3}	（無償化の対象外）	月額37,000円 ^{注5} を上限に無償 （他の認可外保育施設等との併用は可能）

注1 「保育の必要性」については、市町村が無償化の対象者として認定する際に、保護者の就労・就学や親族介護、保護者本人の疾病等の一定の事由により、保育の必要性の有無を確認し、その状況と利用施設に応じた区分で認定します。

注2 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となります。

注3 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等をいいます。

注4 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（限度額 1日 450円 × 利用日数）

注5 金額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となります。

無償化になる費用とは・・・

主として利用する施設		保育料 ^{注6}	入園料	延長（預かり）保育	給食費	その他 ^{注7}
幼稚園	幼稚園（教育時間） 認定こども園（教育）	○	×	△ ^{注8}	×	×
認可 保育施設	認可保育所（公立・私立） 認定こども園（保育） 小規模保育事業 家庭的保育事業	○	—	×	× ^{注9}	×
認可外 保育施設	企業主導型保育事業	○	—	×	×	×
	その他届出保育施設等	○	×	○	×	×

注6 幼稚園、保育所、認定こども園等（認可外保育施設以外）を利用する場合、児童が2人以上の世帯の負担軽減の観点から最年長の児童を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。（兄弟が保育園は同時在園、幼稚園は小学校3年生まで。現行制度を継続。） ※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

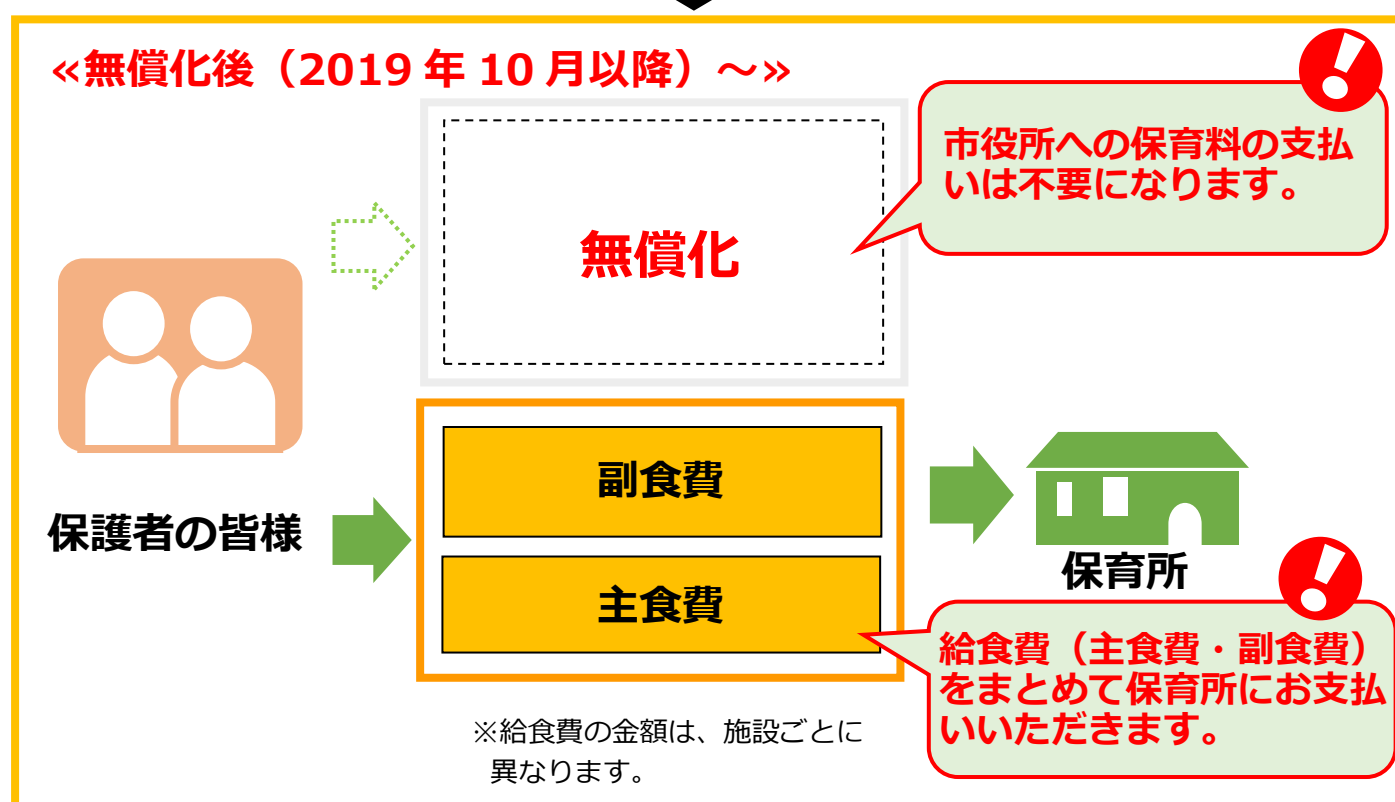
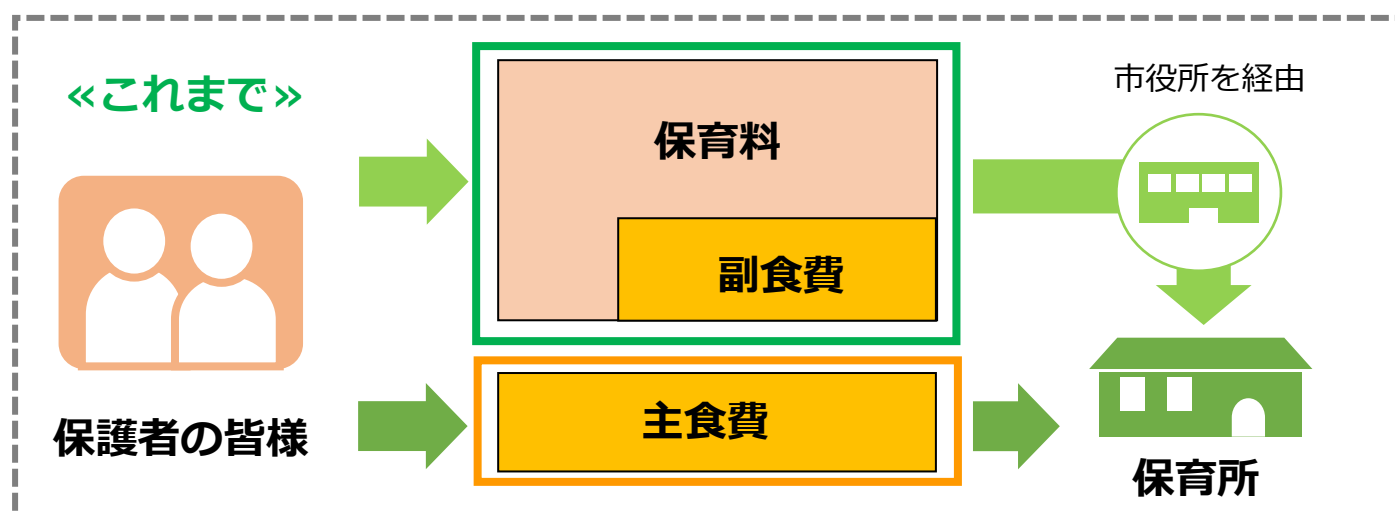
注7 「その他」とは、施設の管理費や通園バスの利用料、行事等に係る費用等です。

注8 幼稚園の預かり保育が無償化の対象となる場合は、保育の必要性がある場合に限りです。

注9 認可保育施設の利用者（3歳から5歳）については、これまで、主食費は実費負担、副食費（おかず代等）は保育料の一部として負担いただいていたが、無償化の実施により、保育料については無償化されますが、副食費については実費負担となります。（0歳から2歳の住民税非課税世帯については、これまでと同様に、保育料の一部として副食費が含まれていますので負担はありません。）

給食費について(3～5歳児のみ)

これまで保育認定の保育料に含まれていた「副食費」について、無償化制度の実施により、無償化以降は「実費徴収するもの」となりました。



「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」について「園が定めた額」の実費徴収があります。

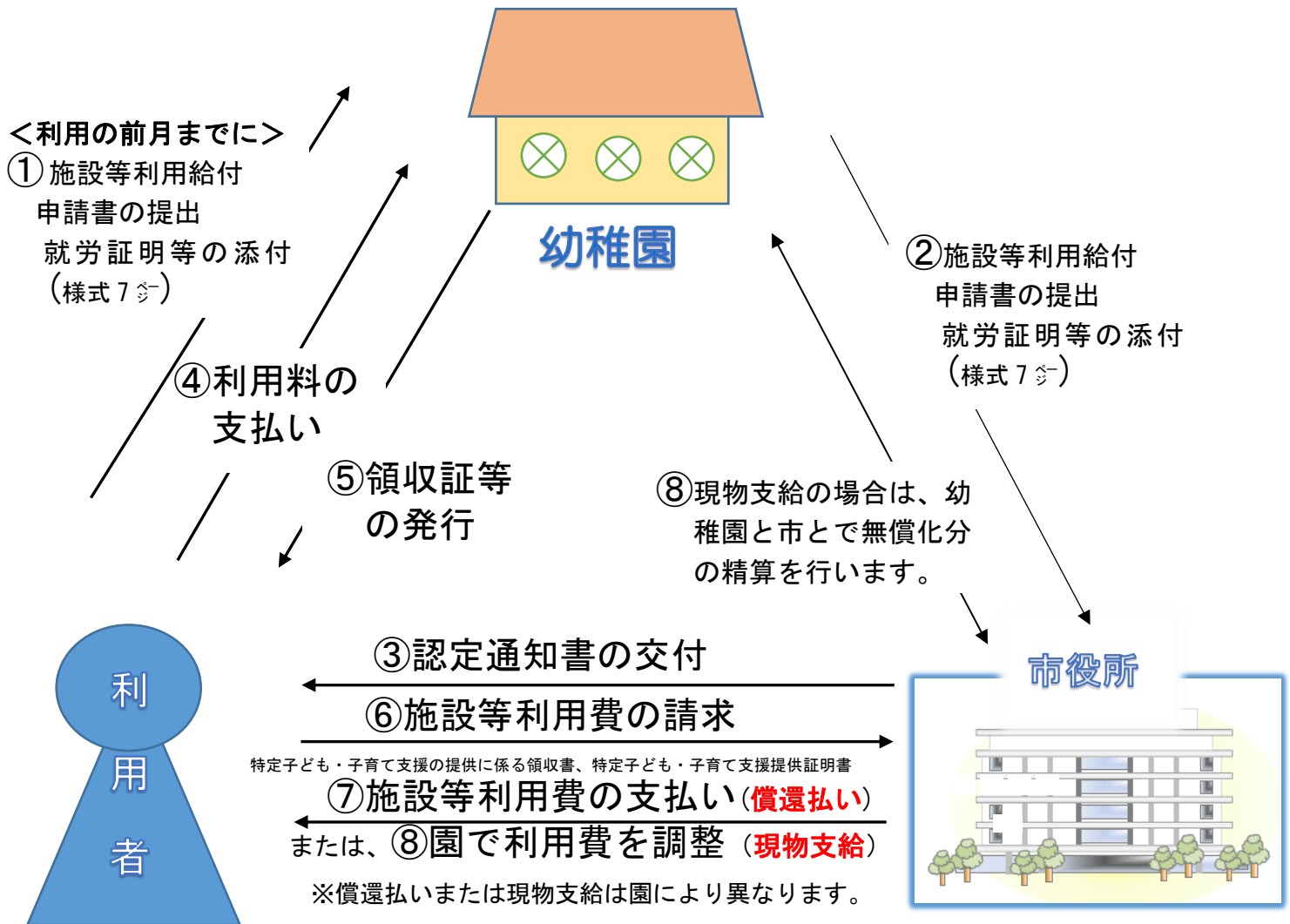
年収 360 万円未満相当世帯と、全ての世帯の第3子以降（兄姉が保育園は同時在園、幼稚園は小学校3年生まで）の児童については、副食（おかず・おやつ等）にかかる費用が免除されます。（認可外保育施設についてはこの適用はありません。）

なお、「主食費」については減免制度がありません。

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合の手続きについて

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等で無償化の給付を受けるためには、利用する月の前月までに、利用施設を経由して、市役所で「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。申請に基づき、市は利用施設や保育の必要性の有無等（就労等認可保育所の利用と同等の要件）を確認し、申請者に無償化の対象となることの認定を行います。

幼稚園の預かり保育を利用の場合



償還払いの場合・・・⑥、⑦

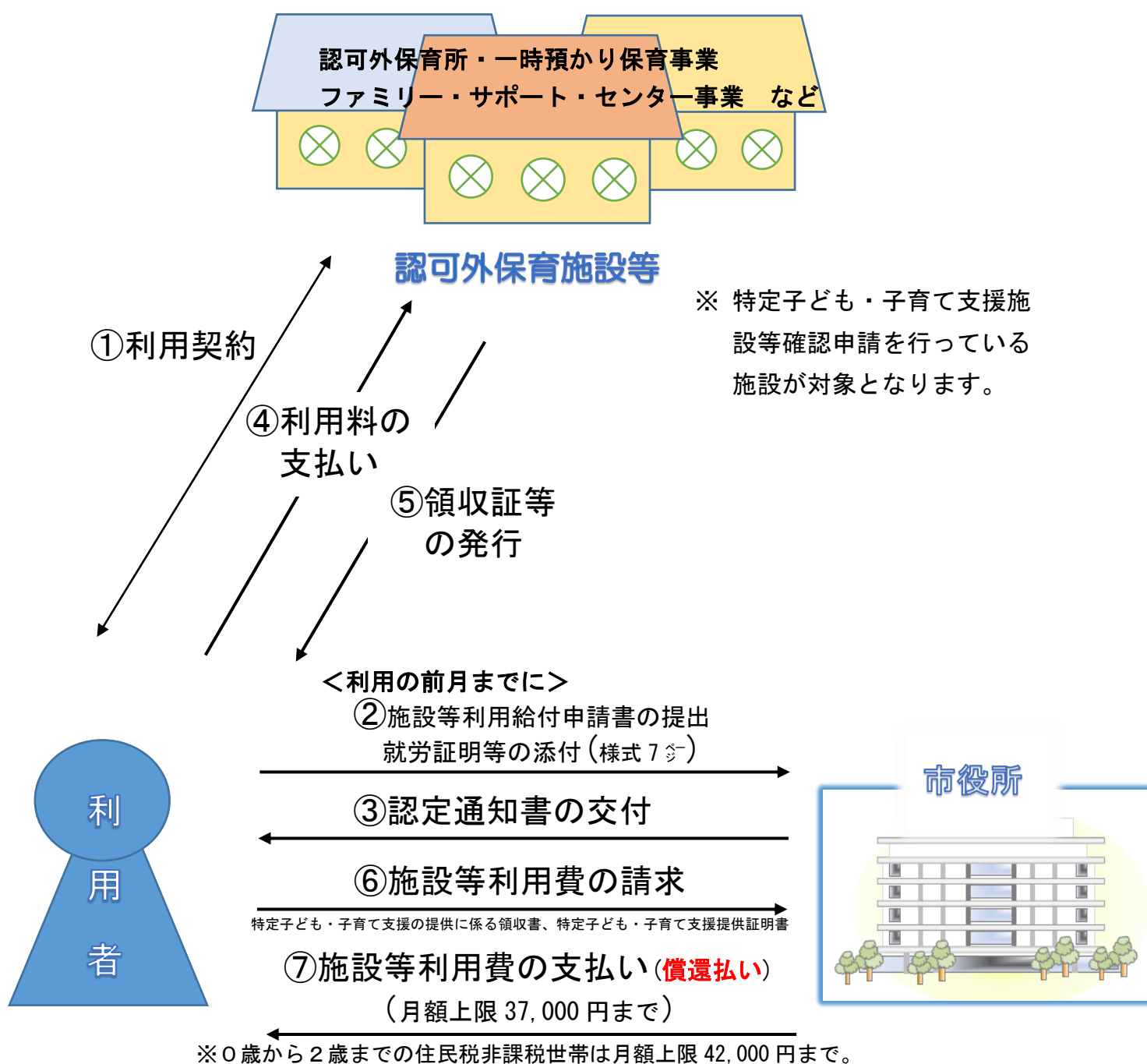
償還払いとは、一旦お支払いされた利用料を後日市へ請求し、払い戻しを受けることです。支払いの回数は毎月でも、まとめて数ヶ月でもどちらでもできます。ただし、3月分は翌月の4月中に請求がないとお支払いできません。

現物支給(法定代理受領)

の場合・・・⑧

現物支給とは、無償化対象の利用料を保護者に代わって園が市へ請求することです。現物支給制度の園の場合は上記⑥、⑦の手続きは不要です。また、④の利用料の支払いは園で調整していただきます。(限度額1日450円)

認可外保育施設等を利用の場合



※ 無償化の対象は《保育料》です。通園送迎費、食材料費（給食・おやつなど）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：甲賀市こども政策部 保育幼稚園課

TEL:0748-69-2180

MAIL:koka10295000@city.koka.lg.jp

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、就労証明が必要です。

就労証明書

殿

証明日	年	月	日
事業所名			
代表者名			印
所在地			
電話番号			
記入者名			
記入者連絡先			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
勤務先事業者に関する事項			
1	業種	()	
就労者に関する事項			
2	ふりがな		
	就労者氏名		
3	就労者住所		
就労状態等に関する事項			
4	雇用(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
5	勤務先事業所名		
6	勤務先住所		
7	勤務先電話番号		
8	雇用の形態	()	
9	就労時間 (固定就労の場合)	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝祭日	合計時間 時間 分
		平日 時 分 ~ 時 分	
		土曜 時 分 ~ 時 分	
		日曜 時 分 ~ 時 分	
10	就労時間 (変則就労の場合)	月間 時間 分	
11	就労実績	年 月	年 月
		日/月	日/月
12	産前・産後休業の取得	年 月 日 ~ 年 月 日	
13	育児休業の取得 (予定期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
		短縮可能時期 年 月 日	延長可能時期 年 月 日
14	復職年月日	年 月 日	
その他			
15	備考欄		

保護者記入欄

児童名	生年月日 年 月 日	幼稚園・保育園 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日 年 月 日	幼稚園・保育園 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日 年 月 日	幼稚園・保育園 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)